

ポイント解説

気候基準（2026年改正）の公表

サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という）の改正が、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）から2026年3月13日に公表されました。

2026年改正の主なポイント

背景

2025年12月11日に国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）により「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号の修正」（以下「2025年公表のIFRS S2号の修正」という）が公表されたことを受け、SSBJはその基本的な方針に基づき、2025年公表のIFRS S2号の修正の内容を気候基準にすべて取り入れる改正を行いました。

概要

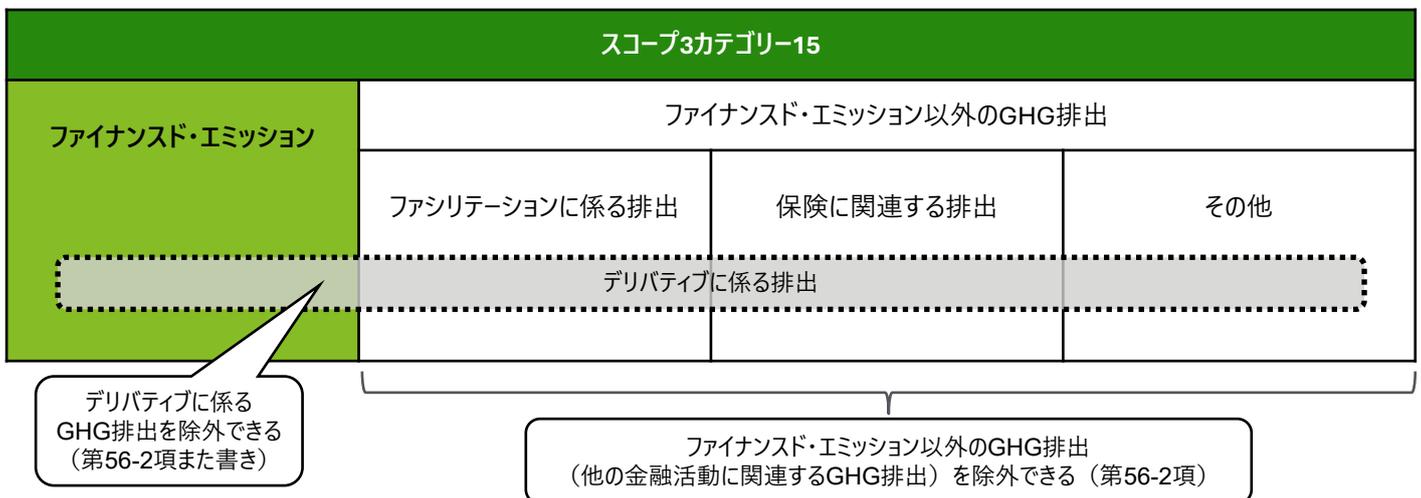
2025年公表のIFRS S2号の修正と整合的に、気候基準における温室効果ガス（GHG）排出に関する定めについて、主に以下の点が改正されています。

- ・ スコープ3のGHG排出量を測定・開示するにあたり、カテゴリ15から以下のGHG排出を除外できる容認規定を追加
 - ・ ファイナンスド・エミッション以外のGHG排出
 - ・ デリバティブに係るGHG排出
- ・ ファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーを産業別に分解するために用いることが要求される産業分類システムを、「世界産業分類基準」（GICS）から「気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーを理解するうえで有用な情報をもたらす方法で相手方を産業別に分類することができる産業分類システム」に修正
- ・ 気候基準第49項ただし書きの救済措置（GHGプロトコルとは異なる方法を用いることができる）は、報告企業の一部（グループ内の一部の企業、支店、事業所等）にも適用可能であることを明確化
- ・ 法域の当局等が、最新の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価における地球温暖化係数（GWP）とは異なるGWPの使用を要求している場合、当該GWPを用いることができる救済措置を追加

適用時期

2027年1月1日以後終了する年次報告期間から適用（早期適用可能）されます。

スコープ3カテゴリ15の温室効果ガス排出の測定及び開示



参考

SSBJのサイト

[「温室効果ガス排出の開示に対する改正」の公表（2026年3月13日）](#)

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイトトーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイトトーマツ、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイトアジアパシフィックリミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイトアジアパシフィックリミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オーランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及び完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>